

「イミダクロプリド」の食品安全基本法第24条第1項第5号に基づく食品健康影響評価の依頼について

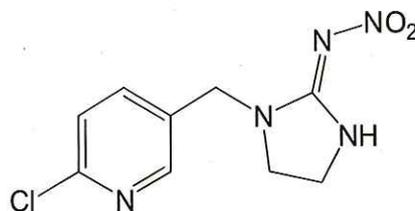
下記の農薬について、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い、飼料の残留基準値改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号に基づき食品健康影響評価を依頼する。

1 評価依頼物質の概要

イミダクロプリド

本剤は殺虫剤であり、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、飼料として用いられる穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準値を設定している。

なお、食品安全委員会により一日摂取許容量（ADI）は0.057 mg/kg体重/日と評価されている。



構造式

2 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後、飼料の残留基準値の改正を検討する。なお、改正の際には、飼料の残留基準値が人や家畜の健康に悪影響を及ぼさず、かつ飼料給与が困難とならないよう、厚生労働省と調整を図ることとする。